

平成 19 年 4 月 26 日

各位

会 社 名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 和久井 康明
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部
問合せ先 CSR 本部長 吉野 博明
TEL (03) 6701 - 1078

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催された取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本プランは、平成 19 年 6 月開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件に本定時株主総会の日をもって効力を生じるものとしていたします。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まっています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 . の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に資するものであると考えております。

1 . 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンスは、高分子化学・合成化学・繊維工学及びその周辺領域における独創性の高い技術力にあります。特に酢酸ビニル系、イソプレン系を中心とする機能性樹脂・化学品や、マイクロファイバー技術を活用した人工皮革等のコア（中核）事業領域で、長期にわたる、独創性の高い技術・ノウハウの蓄積と、粘り強いアプリケーション開発努力により、世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。今後も当社の保有する技術資産及び市場開発力を、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に最大限に結び付けるためには、中長期的な視点から研究開発・市場開発に努め、市場動向を見極めたタイムリーな事業拡大施策により、安定的かつ持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

このことから、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために、昭和 59 年以降、中期経営計画の策定・実行を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、平成 13 年度～平成 17 年度に実施した前中期経営計画「G-21」において、事業ポートフォリオの大胆な改編による収益力・成長力の向上を目指し、以下の諸施策を実施してまいりました。なお、以下の G-21 の諸施策の詳細については、当社の平成 13 年 2 月 15 日付及び平成 15 年 2 月 28 日付の各ニュースリリースをご参照ください。

コア事業の拡大

- ・ 自社開発の高シェア事業の市場拡大に応じた生産設備増強

当社が独自技術で開発し、世界的に高いシェアを持つ製品の市場開拓を強力に推進するとともに、需要拡大に応じたタイムリーな生産設備増強を行いました。その結果、具体的には、ガスバリア樹脂<エパール>のベルギーにおける生産能力倍増、熱可塑性エラストマー<セプトン>の米国新工場稼働、液晶ディスプレイの市場急拡大に対応した光学用ポバールフィルムの相次ぐ生産設備増強をはじめ、適地生産・適地販売の国際戦略に沿った事業基盤の拡大を遂げました。

- ・ M&A 遂行による事業補完・領域拡大

当社の既存事業を補完し又はその領域を拡大するため、積極的な M&A を遂行し、技術面・市場戦略面でのシナジー発現に努めました。ドイツ・クラリアント社より PVA・PVB 樹脂事業を買収したのにつき、ドイツ・HT トロプラス社の PVB フィルム事業を買収し、酢酸ビニル系事業の主力製品である PVA 樹脂事業の欧州での拡大と、そのダウンストリーム展開としての PVB 樹脂・フィルム事業への進出を果たしました。また、当社が世界で唯一製造している高強力ポリアリレート繊維<ベクトラン>についても、米国セラニーズ社のポリアリレート繊維の販売・開発事業を買収し、米欧における事業拡大の拠点を確保しました。

競争劣位にあるノンコア事業の縮小・撤退

当社の独自性を活かすことが難しく、市場での競争優位を将来にわたり確保する見通しのない事業については、縮小・撤退を進めました。具体的には、ポリエステル織

維の生産能力を半減して事業規模を大幅に縮小する等、不採算分野の縮小・撤退を推進しました。また、メタアクリル樹脂事業の高付加価値戦略として、MMAモノマーのグループ会社以外の外部顧客への販売縮小を進めるとともに、メディカル事業のうち当社の他事業とのシナジーに乏しいコンタクトレンズ事業の売却を行いました。

新事業開発の推進

起業力の向上を目指し、オプトデバイス商品開発センター（国内）・リサーチ&テクニカルセンター（米国）を設置する等、新事業開発体制を強化するとともに、メタアクリル系樹脂を応用した光学材料をはじめ、自動車向け等の機能材料、燃料電池等のエネルギー関連分野に、新たなシーズ創出を進めました。

資産のスリム化・資産効率の向上

金融資産の圧縮、在庫水準の適正化、不要な非事業資産（遊休不動産等）の処分等資産のスリム化を進め、資産効率の向上を果たしました。

意思決定のスピード化と可視化を促す諸制度の導入

市場環境の変化に即応したスピーディーな経営意思決定を実現するために、「カンパニー制」を導入し、事業運営の権限を、各カンパニーに大幅に委譲しました。また、「事業再評価基準」を設け、低採算事業の再構築、縮小・撤退に関する社内ルールを明確にしました。

これらの諸施策の結果、最終平成17年度には、営業利益が383億円、当期純利益が212億円と、「G-21」の開始前の平成12年度からそれぞれ約2倍、約5倍に増加しました。また資産効率を表わすROA（総資産営業利益率）も、3.9%から8.2%へと倍増以上の成果を上げました。

この「G-21」の終了を受けて、当社は、平成18年度より、将来あるべき企業像を表現した「10年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた3ヵ年の実行計画である新中期経営計画「GS-21」を開始しました。この計画は、「G-21」の成果を受け継ぎ、その価値観を継承・発展させることで「10年企業ビジョン」実現への基盤を築くことを目指しており、以下の経営課題に取り組むこととしております。なお、以下の「GS-21」の諸施策の詳細については、当社の平成18年3月16日付のニュースリリースをご参照ください。

コア事業（基幹素材事業）の質的向上とグローバルな拡大

世界的競争力を有するコア事業（酢酸ビニル系、イソブレン系、人工皮革等）において、加工技術を含めた多様な技術革新を通じて競争力の質的向上を図り、グローバル市場の拡大によって成長を加速します。

新成長領域（光学・自動車・エネルギー分野等）の拡大に向けた経営資源の重点投入

「G-21」によって足掛かりを得た光学・自動車・エネルギー分野等の新成長領域の拡大に向けて、経営資源を重点的に投入します。

競争劣位にある事業・製品の再編整理

全ての事業・製品の収益力強化を目指し、競争劣位にある事業・製品については再編整理を進めます。

グローバル企業としての経営体制の確立

グローバルな事業展開をサポートするため、経営体制の質的向上を図ります。

これらにより、「GS-21」の最終年度である平成20年度には、営業利益500億円以上、当期純利益300億円以上、ROA9%以上の達成に加えて、ROE（株主資本当期純利益率）7%以上の達成を目指しております。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記 . の基本方針の実現に資する取組みとして、当

社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記 . の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりのコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役及び業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、また株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部及び主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは5名とし、うち1名（議長）は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本プランを導入いたします。本プランの導入に関する当社の考え方の詳細は以下のとおりです。

当社は、上記 . に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを現に行っております。また、当社グループは、多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も酢酸ビニル系事業、イソブレン系事業、人工皮革事業といったコア事業を中心として、幅広い範囲に及んでおります。

したがって、当社が買付者から買付提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の行っている企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みや個々の事業の状況を踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。そのため、当社は、株主の皆様がかかる買付提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報並びに当該買付提案に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がこれらの情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者の買付提案の条

件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付提案の条件・方法について、買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も確保されるべきであると考えます。

さらに、当社取締役会は、買付者の有する買付け後の当社の経営方針等を含め当該買付提案の条件・方法等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、買付者の買付提案が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様当社の株券等の売却を事実上強要し又は株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、買付者及び買付提案者(以下、併せて「大量買付者」といいます。)に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする買付けに関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本プランを導入することを決定いたしました。

本プランは、大量買付行為(下記2.(1)において定義されます。以下同様です。)を行おうとする大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大量買付者に対して、又は、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行い、又は行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本プランは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、上記に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社は、本プランに関して株主の皆様のご意思を反映させるべく、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株式の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。当社の大株主及び大量保有報告書の提出状況につきましては、別添1をご覧ください。

2. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の若しくはに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。)がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等^{注1}について、保有者^{注2}の株券等保有割合^{注3}の合計が

注1 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、会社法、証券取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用するこれらの法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものといたします。

20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等^{注4}について、公開買付け^{注5}に係る株券等の株券等所有割合^{注6}及びその特別関係者^{注7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2)大量買付者に対する情報提供の要求

()意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要

大量買付行為の概要（目的となる株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等^{注8}を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
大量買付ルールを遵守する旨の誓約

()大量買付情報の提供

大量買付者には、上記()の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記()の意向表明書受領後10営業日^{注9}（初日不算入とします。）以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリストを、上記()の国内連絡先宛に発送しますので、大量買付者には、当社取締役会に対して、かかる

注2 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

注3 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注4 証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。において同じです。

注5 証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注6 証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注7 証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

注8 証券取引法第27条の26第1項、証券取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

リストに従って十分な情報を提供していただきます。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として上記リストの一部に含まれるものとします。

(ア)大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループ（大量買付者の大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位 10 名）、共同保有者、特別関係者及び大量買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況等、及び、直近 2 事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無及びその内容を含みます。）

(イ)大量買付行為の具体的内容

大量買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）方法及び内容（大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）

大量買付行為の買付対価の内容（現金の場合は金額及び通貨の種類（円貨以外の場合は金額算定に使用した換算レートを含みます。）現金以外の場合には、種類、数、価額、内容等（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）を記載していただきます。）買付価格の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を具体的に記載し、当該買付価格が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

大量買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡（大量買付情報提出日以後に当社の株券等の買付けを共同して行う旨の契約その他の合意又は取決めを含みます。）が存する場合には、その相手方及び内容

大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完

了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会等の利害関係者の処遇方針

大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、大量買付行為の完了後における独占禁止法又は海外競争法に照らした適法性についての考え方

また、上記のリストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実及び大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様に公表いたします。

(3)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当社取締役会による大量買付情報の評価・検討、大量買付者との交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間として、当該大量買付行為の内容に応じて、下記 又は に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案して設定したものです。

対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には 60 日
その他の大量買付行為の場合には 90 日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者から提供された大量買付情報に基づき、当社の企業価値・株主共同

の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、最長 30 日間（但し、初日不算入とします。）の範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、直ちに株主の皆様公表いたします。

(4)大量買付行為がなされた場合の対応方針

() 対抗措置発動の条件

(ア)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記()をご参照ください。）を講じることができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記()をご参照ください。）を講じることがあります。

具体的には、別添 2 に掲げるいずれかの類型に該当すると客観的合理的に判断される場合には、原則として、当該大量買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

() 対抗措置の内容

当社取締役会は、上記() (ア)又は(イ)において講じることとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

なお、本新株予約権の概要は、別添 3 に記載のとおりとします。
また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

3. 本プランの合理性及び公正性を担保するための仕組みについて

(1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

() 特別委員会の設置

大量買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び大量買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3 名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

() 対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問の他、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

() 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記()記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合又は 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、

速やかにその旨を開示いたします。

()特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

なお、当社取締役会が、上記2.(3)で述べた取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、当社取締役会は、当該期間延長及び延長される期間の是非について、予め特別委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して当該期間延長及び延長される期間の是非について勧告を行います。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否か及び延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

(2)本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランの有効期間は、平成21年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結時までとします。但し、本プランは、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として導入されるものですので、本定時株主総会において、本プランについて出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲、又は、会社法、証券取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

本プランについては、平成20年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討の上、その継続、廃止又は変更について決定します。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性について

(1)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・

相当性確保の原則)を完全に充足しています。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記3.(2)に記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。さらに、当社の取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能です。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(4)()に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5)特別委員会の設置

上記3.(1)に記載のとおり、当社は、本プランの導入に当たり、大量買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び大量買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6)デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記3.(2)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっていますので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)()に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

()名義書換

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日まで名義書換の手續を行っていただく必要があります(なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手續は不要です。)

()その他の手續

本新株予約権の割当手續に関しては、基準日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使し

ていただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行います。

6. その他

本プランは、本日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

以 上

別添 1

当社の株式の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数：1,000,000,000 株
2. 発行済株式総数：382,863,603 株
3. 大株主の状況：

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23,805	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	23,426	6.12
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	21,382	5.58
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7-9(全 共連ビル)	13,695	3.58
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	12,061	3.15
メロン バンク トリーティー クライ アンツ オムニバス	ONE BOSTON PLACE, BOSTON, MA 02108	8,326	2.17
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	8,066	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,014	2.09
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリテイ ーズ(ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ ピー・パリバ証券会社)	東京都千代田区大手町1丁目7-2 東京サンケイビル	7,919	2.07
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	7,396	1.93

- (注) 1. 当社は自己株式 14,877 千株 (3.89%) を保有しているが、上記大株主からは除いている。
2. 平成 18 年 8 月 14 日付で日本生命保険相互会社及びそのグループ会社 1 社から大量保有報告書の提出が、平成 19 年 4 月 6 日付でキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びそのグループ会社 1 社から大量保有報告書(変更報告書)の提出がそれぞれあり、以下の株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載している。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

日本生命保険相互会社及びそのグループ会社 1 社 (平成 18 年 7 月 31 日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5-12	19,086	4.99
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	7,264	1.90
計		26,350	6.88

キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びそのグループ会社1社
 (平成19年3月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	25,610	6.69
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	英国WC2E 9HN、ロンドン、ベッドフォード・ストリート 25	35	0.01
計		25,646	6.70

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (5) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、その他の条件の具体的内容（買付けの時期及び方法を含みます。））、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大量買付者による支配権の取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を著しく毀損する等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大量買付者による支配権の取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (9) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である等大量買付者が当社の支配株主となることが当社の事業に重大な悪影響を与えるおそれがあると判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。
2. 割当対象株主
割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に對し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割当てで本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件
特定大量保有者^{注1}、特定大量保有者の共同保有者^{注2}、特定大量買付者^{注3}、特定大量買付者の特別関係者、若しくは これら 乃至 の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者又は これら 乃至 に

注1 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2 証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

注3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（証券取引法27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

該当する者の関連者^{注4}（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

注4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。